

## 「情報公開文書」

受付番号： 受付-29185

課題名：顎変形症患者の顎関節に関する臨床的検討-後ろ向き研究-

### 1. 研究の対象

2018 年 4 月～2022 年 3 月に東北大学病院 歯科顎口腔外科において、顎変形症と診断された方

### 2. 研究期間

2022 年 12 月（倫理委員会承認後）～2024 年 3 月

### 3. 研究目的

顎変形症とは上顎および下顎の顎骨の大きさおよび位置の異常をきたす疾患です。顎骨の大きさや位置の異常を認めることから咬合異常も認めることがほとんどです。そのため顎関節に負担が生じていることから顎変形症患者においては顎関節痛や顎関節雑音などの臨床症状を認めます。しかしすべての顎変形症患者において顎関節機能の異常を認めるわけではありません。そこで、今回過去4年間の当科における顎変形症患者に対して臨床学的所見および画像所見を調査し、顎変形症患者骨格分類別の顎関節機能やCT画像およびMR画像における特徴や相違点を検討いたします。本研究は術後の顎関節機能や咬合の安定性を予測することが期待できるため臨床的に大きな意義があると考えられます。

### 4. 研究方法

対象は 2018 年 4 月から 2022 年 3 月までに東北大学病院 歯科顎口腔外科において、顎変形症の診断を得た 324 名とし、対象者の顎関節症状や CT や MRI 画像より顎関節部の特徴を分析します。

### 5. 研究に用いる試料・情報の種類

外来診療録や入院診療録、CT および MRI 等。

### 6. 外部への試料・情報の提供

該当なし

### 7. 研究組織

東北大学大学院 歯学研究科 顎顔面・口腔外科学分野

## 8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

東北大学歯学研究科 顎顔面・口腔外科学分野 野上晋之介

TEL：022-717-8350, FAX：022-717-8359 仙台市青葉区星陵町 4-1

研究責任者：東北大学歯学研究科 顎顔面・口腔外科学分野 講師 野上晋之介

### ◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「8. お問い合わせ先」

#### ※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の2(1)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

### ◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

- 1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

- 2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

＜人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第 9 章第 20 の 2(1)＞

- ① 研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③ 法令に違反することとなる場合